

審議会用語説明

1. 資料で主に使われる語句

汚水

一般家庭、事業所、工場等から生活、営業並びに生産活動によって排出される水のことです。

《農業集落排水処理施設》（略：農集事業）

管渠等で汚水を処理場に集合させて処理し水環境の保全に取り組む事業です。小規模な集落などで整備されています。東陽と泉に1箇所ずつ処理場があります。

農業集落排水使用料（略：農集使用料）

農集施設の汚水処理費等の経費に充てるため、農集管理者（市）が条例に基づき使用者から徴収する料金です。

人数制 にんずうせい

使用料の算定方式のことをいい、汚水処理を利用している人数に対して使用料金が算定され賦課されます。東陽、泉の農集使用料は人数制にて料金が徴収されます。

《公共浄化槽等整備推進事業》（略：浄化槽事業）

東陽と泉で行っている、市が主体となり住宅や事業所に浄化槽を設置し、水環境の保全に取り組む事業です。浄化槽の使用者から使用料を頂き、浄化槽の維持管理は市が業者へ委託しています。

単独浄化槽

便所と連結してし尿又はし尿と併せて雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く）を処理する装置です。家が点在している地域などを戸別に汚水処理するために使われています。現在、新たに設置することはできません。

合併浄化槽

上記の単独浄化槽に対して、家庭から出るすべての生活排水を処理する装置です。現在、新規で浄化槽を取り付ける場合は、合併浄化槽を設置することが義務化されています。

人槽 にんそう

浄化槽の規模（大きさ）を表します。建築基準法に基づき建物の床面積や用途に応じ、設置する浄化槽の規模が決まります。一般の住宅では5人槽や7人槽が主です。

浄化槽使用料

浄化槽の汚水処理費等の経費に充てるため、浄化槽管理者（市）が条例に基づき使用者から徴収する料金です。

人槽制 にんそうせい

浄化槽の人槽規模に応じて算定され定額で賦課されます。なお、東陽、泉の浄化槽使用料金は人槽に関係なく、農集と同じで人数制で徴収されます。

保守点検

浄化槽の機器の点検です。人槽規模、浄化槽の機種に応じて年間の点検回数が環境省令に規定されています。維持管理業者に委託することが出来、浄化槽事業では市が保守点検業者へ委託しています。

清掃

浄化槽の汚泥を汲み取り清掃する業務です。浄化槽の人槽規模に応じて清掃料金が設定されていて市の許可業者が業務を行います。浄化槽事業においては市が清掃を業者へ委託しています。

浄化槽法定検査

県が指定する公益社団法人熊本県浄化槽協会が行います。浄化槽を使用している方は受検するよう浄化槽法で定めてあり、公共浄化槽等整備事業は市が受検しています。

・浄化槽法第7条検査（略：7条検査）

浄化槽の使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に行われる検査で浄化槽の設置状況確認や

水質検査を行います。

・浄化槽法第11条検査（略：11条検査）

浄化槽が適切な維持管理がなされていて、きれいな水が放流されているかの検査を行います。農集の処理場も浄化槽法定検査を受検しています。

3. 事業実施における主な経費

維持管理費

汚水を継続的に処理するためにかかる経費のことをいい、人件費、動力費、薬品費、清掃費、補修費などがあります。

資本費

浄化槽事業、農集事業を行うために起こした起債（借金）の元金利子の償還金のことをいいます。

資本費平準化債

企業債の元金償還期間と実際の下水処理施設の減価償却期間では、減価償却期間の方が長いことから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められる地方債です。

4. 事業の状態を表す率

普及率

八代市全体の人口（行政人口）に対し、汚水処理（農集、浄化槽、下水道）を使用できる状態になった地域の人口（汚水供用人口）の割合をいいます。

普及率＝汚水供用人口÷行政人口

進捗率（整備率）

浄化槽事業、農集により汚水処理を計画している地域の人口（計画人口）に対し、汚水処理が使用できる状態になった地域人口（汚水供用人口）の割合をいいます。

進捗率（整備率）＝汚水供用人口÷計画人口

水洗化率

汚水処理が使用できる状態になった地域の人口（汚水供用人口）に対し、実際に農集、浄化槽を利用している人口（水洗化人口）の割合をいいます。

経費回収率

汚水処理事業にかかる経費（維持管理費、資本費）のうち使用料が充当されている割合のことをいいます。

使用料回収率

汚水処理事業にかかる経費（使用者が負担すべき経費）と使用料収入との割合です。